

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年10月8日提出
【計算期間】	第16特定期間(自 2026年1月14日至 2026年7月10日)
【ファンド名】	楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 真之
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【連絡場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号
【電話番号】	03-6432-7746
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
 当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月)	欧州		
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分変更型))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3) 不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

- (4) その他資産
組入れている資産を記載するものとする。

- (5) 資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ② 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- をいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1

米国株式、米国投資適格債券、米ドル建て高利回り債券を主要投資対象とします。

- ◆主に投資信託証券への投資を通じて、実質的に米国株式^{※1}、米国投資適格債券、米ドル建て高利回り債券^{※2}に分散投資を行い、インカム収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※1：米国株式に、米国リートを含める場合があります。

※2：米ドル建て高利回り債券は、米ドル建てのハイ・イールド債券および新興国債券を指します。

- ◆為替変動リスクの低減を目的に、組入外貨建資産に対して80%程度を基本として対円での為替ヘッジを行います。

※組入外貨建資産に対して部分的に為替ヘッジを行うため、為替変動リスクがあります。

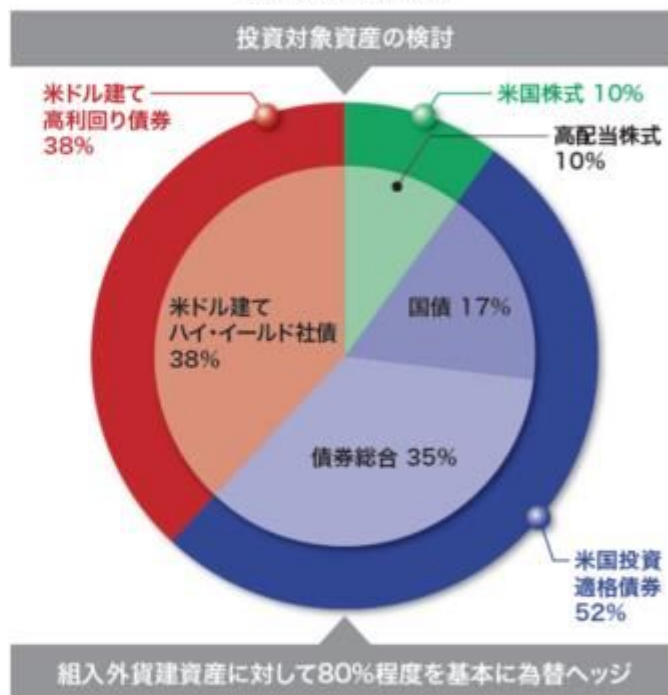
【投資対象資産の例】

投資対象資産	
米国株式	高配当株式
	配当成長株式
	リート
米国投資適格債券	国債
	債券総合
	モーゲージ担保証券(MBS)
	社債
米ドル建て高利回り債券	米ドル建てハイ・イールド社債
	米ドル建て新興国債券

※上記は投資対象資産を例示したものであり、すべてに投資することを約束するものではありません。
また、投資対象資産は将来変更される場合があります。

【投資対象資産および配分のイメージ】

2026年7月末現在



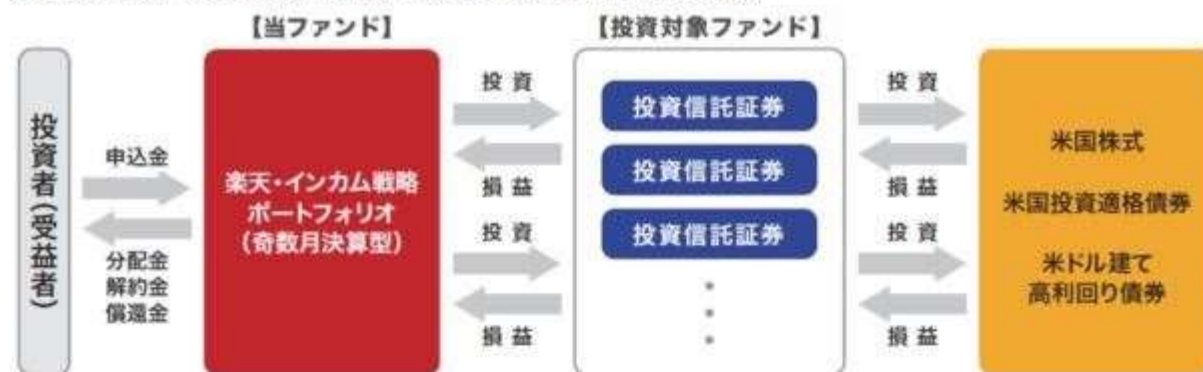
※上記は2026年7月末現在の投資対象資産および配分のイメージであり、投資対象資産およびそれらへの配分比率は将来変更される場合があります。
※投資対象資産およびそれらへの配分比率は、ファンド全体のリスク管理を重視しながら決定し、また、定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行います。
※組入外貨建資産に対する為替ヘッジ比率は80%程度を基本とし、為替変動リスクの低減を目指しますが、部分的に為替ヘッジを行うため、為替変動リスクがあります。

2026年7月末現在で投資対象となる資産および投資信託証券について、詳しくは「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

【ファンドの仕組み】

当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。投資信託証券への投資割合を高位に維持することを基本とします。



※投資対象ファンドについて、詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

2

1月、3月、5月、7月、9月、11月の各10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

分配方針

- 奇数月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含む）等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。必ず分配を行うものではありません。

【収益分配のイメージ】



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

詳細は、後掲「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

●収益分配金に関する留意事項

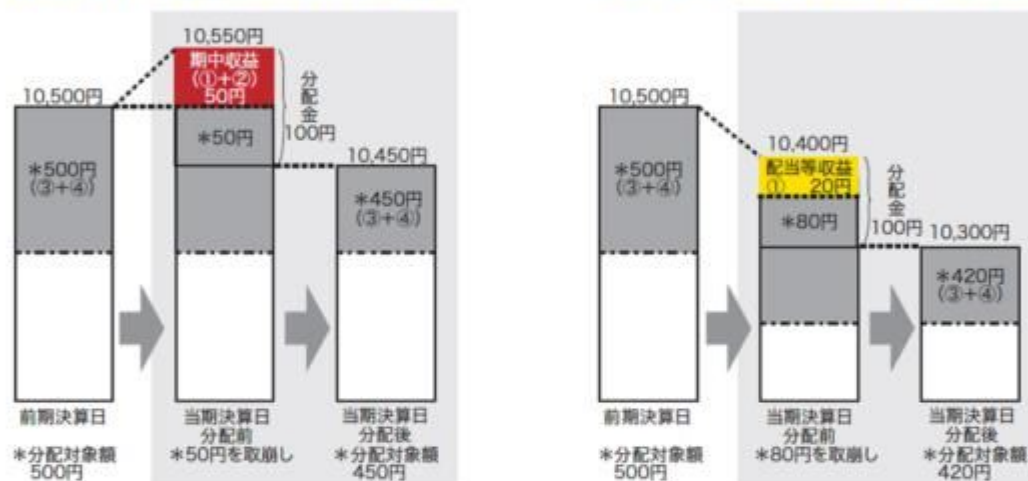
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)
(前期決算日から基準価額が上昇した場合) (前期決算日から基準価額が下落した場合)



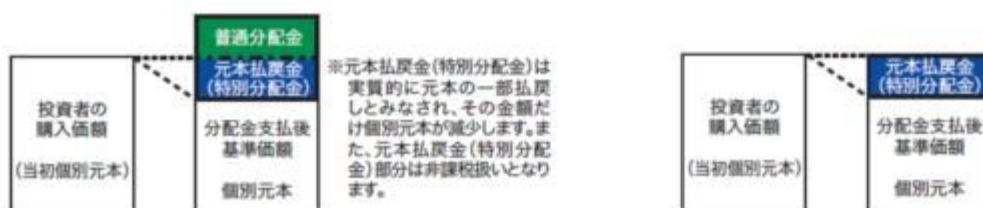
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合) (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年7月26日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2023年10月11日

・信託期間を無期限に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

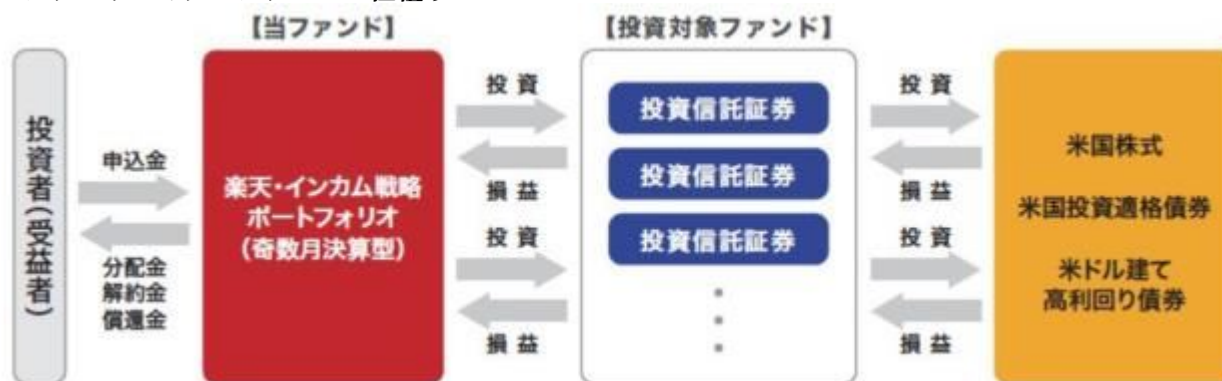
① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》



② 委託会社の概況（2026年7月末現在）

- 1) 資本金
150百万円
- 2) 沿革
2006年12月28日 「楽天投信株式会社」設立
2008年 1月31日 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]
2009年 4月 1日 株式会社ポラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
楽天証券ホールディングス株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	13,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- ① 主に別に定める投資信託証券^{*}への投資を通じて、実質的に米国株式^{※1}、米国投資適格債券、米ドル建て高利回り債券^{※2}に分散投資を行い、インカム収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 ※1：米国リートを含める場合があります。
 ※2：米ドル建てのハイ・イールド社債および新興国債券を指します。
- ② 為替変動リスクの低減を目的に、組入外貨建資産に対して80%程度を基本として対円での為替ヘッジを行います。
- ③ 別に定める投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

* 2026年7月末現在、「別に定める投資信託証券」は、「（２）投資対象 ◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要」の通りとします。

（２）【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類
 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 イ) 有価証券
 ロ) 金銭債権
 ハ) 約束手形
 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 イ) 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
- ③ 金融商品の指図範囲
 委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1) 預金
 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3) コール・ローン
 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

投資対象となる可能性のある投資信託証券は以下の通りです。

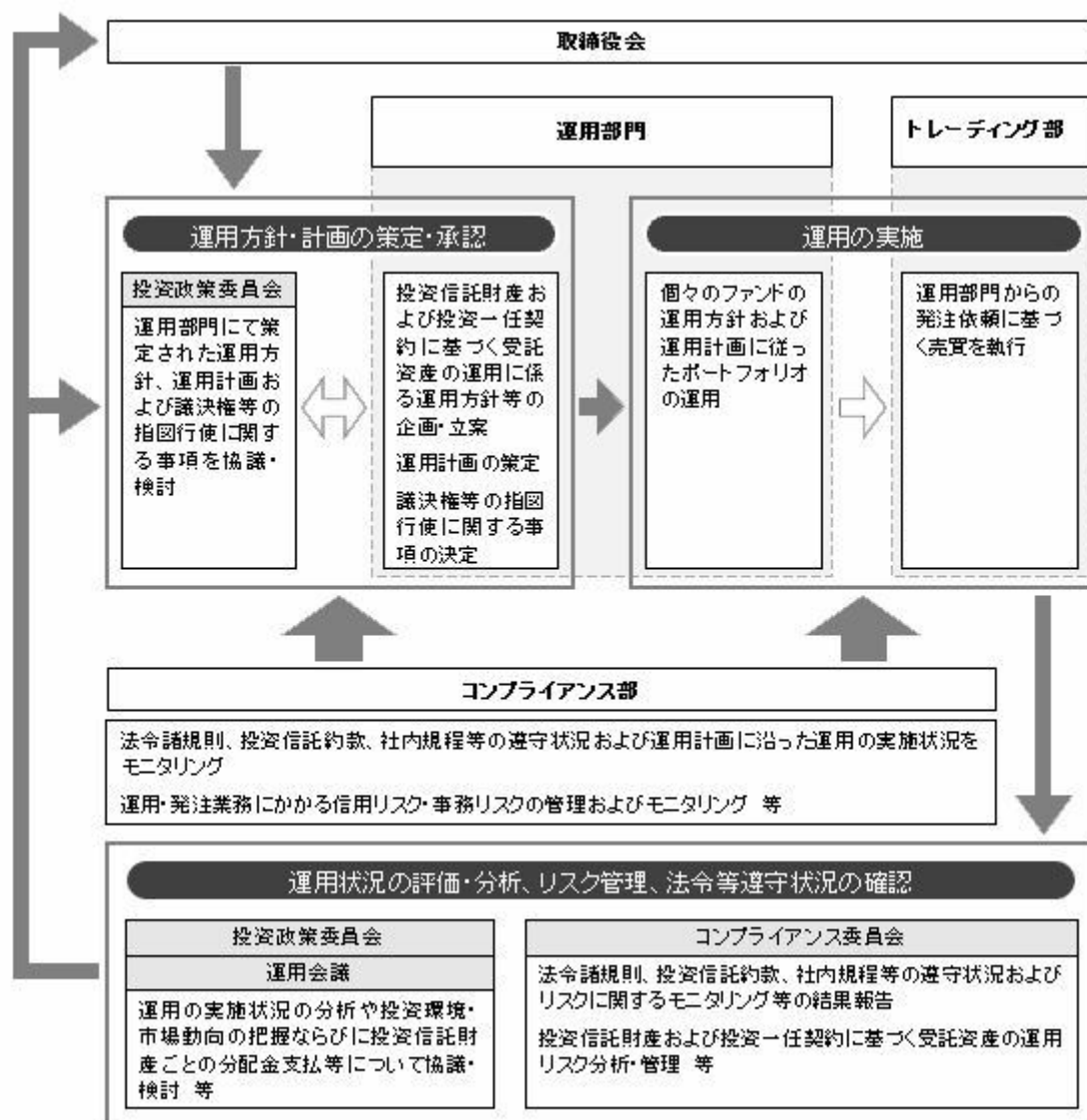
資産クラス		投資対象ファンド	運用会社	管理報酬等(年)
米国株式	高配当株式	iシェアーズ・コア 米国高配当株ETF	ブラックロック・ ファンド・アドバイザーズ	0.08%
		ウィズダムツリー 米国中型株配当ファンド	ウィズダムツリー・ アセット・マネジメント・ インク	0.38%
	配当成長株式	ウィズダムツリー 米国株クオリティ 配当成長ファンド	ウィズダムツリー・ アセット・マネジメント・ インク	0.28%
	リート	バンガード 米国REIT ETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	0.13%
米国投資適格 債券	国債	バンガード・ 米国長期国債ETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	0.03%
	債券総合	バンガード・ 米国トータル債券市場ETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	0.03%
		ウィズダムツリー 米国債券ファンド (利回り強化型)	ウィズダムツリー・ アセット・マネジメント・ インク	0.12%
	MBS	バンガード・ 米国モーゲージ担保証券ETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	0.03%
	社債	バンガード・ 米国長期社債ETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	0.03%
		バンガード・ 米国中期社債ETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	0.03%
米ドル建て 高利回り債券	米ドル建て ハイ・イールド社債	Xtrackers 米ドル建て ハイ・イールド社債ETF	DBXアドバイザーズ・ エルエルシー	0.05%
	米ドル建て 新興国債券	バンガード・ 米ドル建て新興国政府債券ETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	0.15%

※ 黄色のセルは、2026年7月末現在投資している投資信託証券です。

※ 上記に記載した投資信託証券は、今後、定性、定量評価等に基づき投資対象から除外される場合、あるいは、上記に記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。なお、上記の内容は2026年7月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成されたものであり、今後記載の内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
- ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
- ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
- ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

※当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

※上記体制は2026年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 公社債の借入れ
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ)の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ)の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図
委託者は、為替変動リスクを回避するため、投資信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 信用リスク集中回避のための投資制限
 - イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ロ) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 資金の借入れ
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないこととします。
 - ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因およびその他の留意点

ファンドが投資信託証券を通じて実質的に投資する有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

<主な変動要因>

① 資産配分リスク

当ファンドは、実質的に債券、株式およびリートに資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額の下落要因となりま

す。

- ② 価格変動リスク
当ファンドが投資する上場投資信託証券は、上場株式同様、市場で取引が行われ、市場の需給の影響を受けて価格が決定されます。需給環境の変化等により当該上場投資信託証券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
- ③ 株価変動リスク
当ファンドが実質的に投資する株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
- ④ 金利変動リスク
当ファンドが実質的に投資する債券（公社債等）の価格は、市場金利の水準の動向により変動します。当該債券（公社債等）の価格が変動すれば基準価額の変動要因となります。
- ⑤ リートの価格変動リスク
当ファンドが実質的に投資するリートの価格は、保有不動産の収益や財務内容の変動、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等の影響を受けます。リート価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
- ⑥ 為替変動リスク
当ファンドは、実質的に投資する外貨建ての有価証券等について部分的に対円での為替ヘッジを行いますが、完全にはヘッジしないため、外貨レートが対円で下落した場合には、基準価額の下落要因となります。また、為替ヘッジを行うにあたり、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、通常金利差相当分を含むヘッジコストが発生し、基準価額の下落要因となります。
- ⑦ 流動性リスク
当ファンドが実質的に投資する有価証券等の流動性は、需給環境や市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待できる価格で売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額の下落要因となります。また、これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ⑧ 信用リスク
当ファンドが実質的に投資する有価証券の価格は、発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響を受けます。発行体の経営状態の悪化等により当該有価証券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
- ⑨ カントリー・リスク
当ファンドは、実質的に海外の金融・証券市場において投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、基準価額が大幅に下落する可能性があります。また、実質的な投資対象先が新興国市場の場合には、先進国に比べてこれらのリスクが高いことが想定されます。

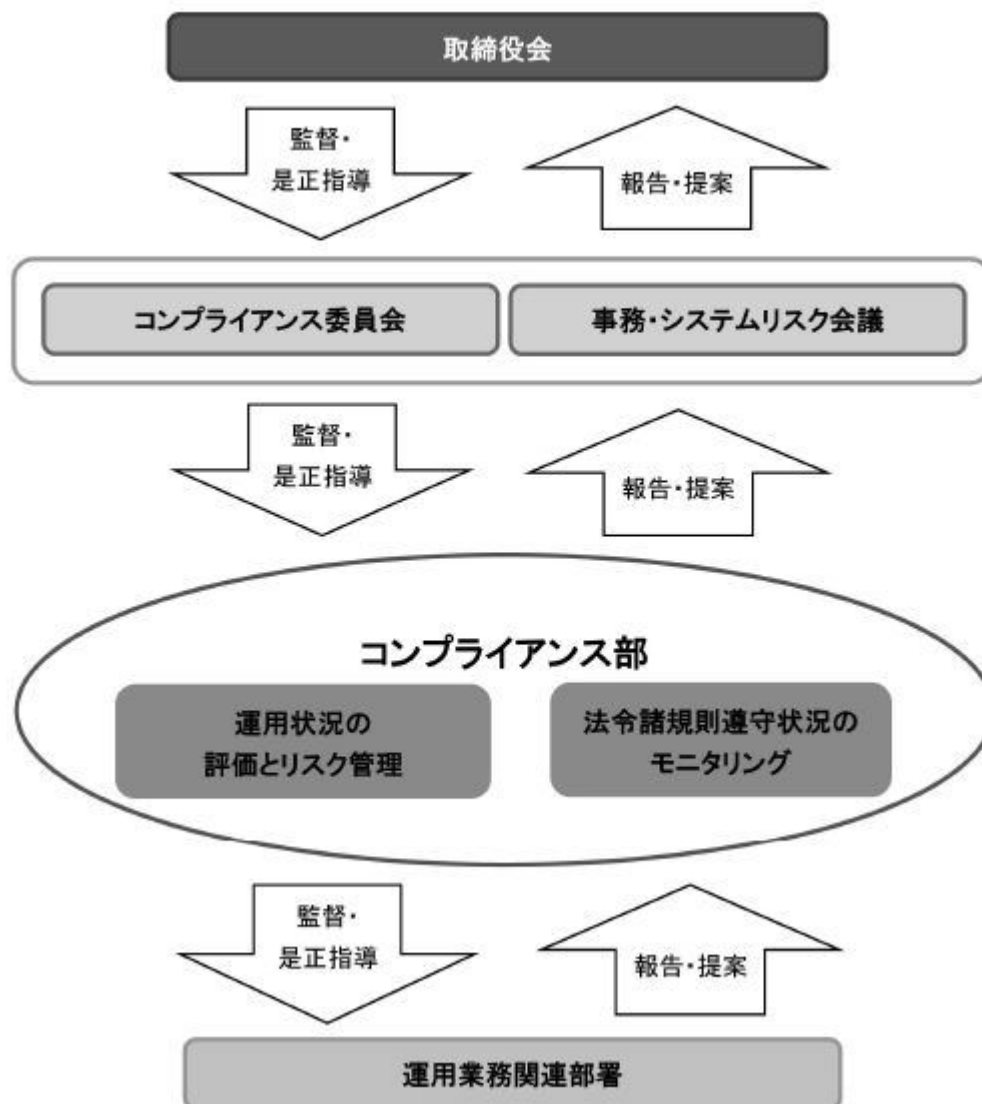
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ① 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ④ 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

（２）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



*全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。取締役会は、コンプライアンス部による流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢の監督を行います。また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

*運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、流動性リスク管理に関する規程を定め、投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会はこれらの監督を行います。コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

※上記体制は2026年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

■ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

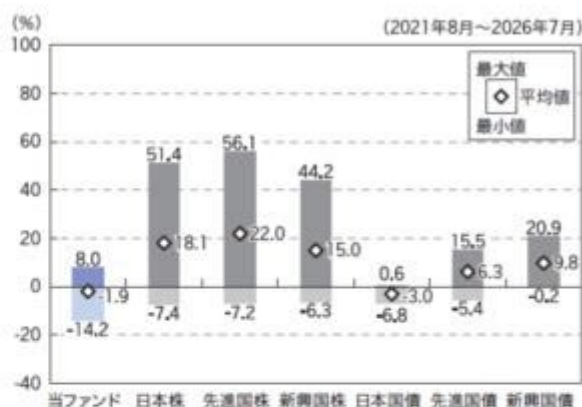


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)

先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)

新興国債・・・ブルームバーグ新興市場国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.463%（税抜1.33%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	0.330%（税抜0.30%）
販売会社	1.100%（税抜1.00%）
受託会社	0.033%（税抜0.03%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資する投資信託証券で、純資産総額に対して以下の管理報酬等が別途かかります。

※投資する投資信託証券の管理報酬等

投資信託証券の名称	管理報酬等（年） ^{（注1）}
i シェアーズ・コア 米国高配当株ETF	0.08%
バンガード・米国長期国債ETF	0.03%
バンガード・米国トータル債券市場ETF	0.03%
Xtrackers 米ドル建てハイ・イールド社債ETF	0.05%

上記の管理報酬等の加重平均値である年0.043%程度^{（注1）}を加味した当ファンドの実質的な信託報酬率は年1.506%（税込）程度^{（注2）}です。

（注1）2026年7月末現在。今後、投資内容等によりこの数値は変動します。

（注2）実質的な信託報酬率は、投資対象とする投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況等によって変動します。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該諸経費の一部もしくはすべてを負担する場合があります。
- ② 投資信託財産にかかる監査報酬は、原則として受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了時に当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該監査報酬の一部もしくはすべてを負担する場合があります。

※「その他の手数料等」については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。

費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益

通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

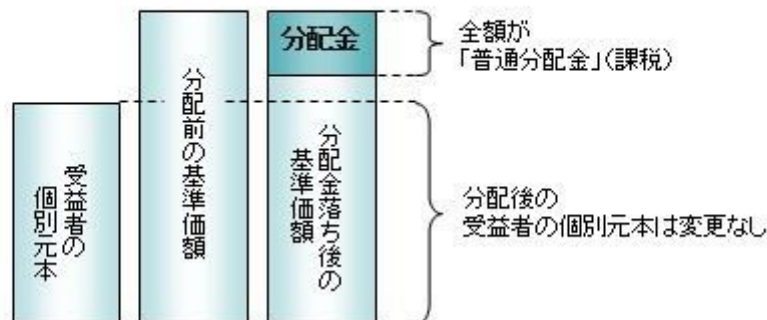
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

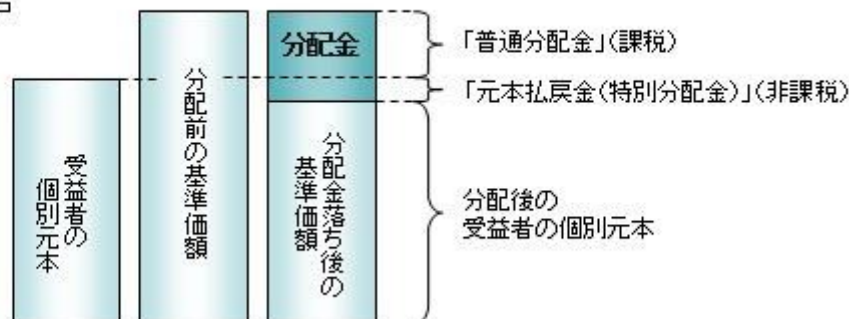
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間：2026年1月14日～2026年7月10日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.90%	1.46%	0.44%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※その他費用は、投資先ファンド（当ファンドまたは、マザーファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除きます。））が支払った費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）】

以下の運用状況は2026年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	41,020,907	97.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,209,549	2.86
合計(純資産総額)		42,230,456	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	32,707,320	△77.45

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
アメリカ	投資信託受益証券	Xtrackers USD High Yield Corp Bond ETF	2,679	5,848.60	15,668,402	5,832.52	15,625,345	37.00
アメリカ	投資信託受益証券	Vanguard Total Bond Market ETF	1,234	11,705.23	14,444,263	11,639.34	14,362,948	34.01
アメリカ	投資信託受益証券	Vanguard Long-Term Treasury ETF	813	8,686.91	7,062,462	8,534.23	6,938,330	16.43
アメリカ	投資信託受益証券	iShares Core High Dividend ETF	887	4,432.65	3,931,767	4,615.87	4,094,284	9.70

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.14
合計	97.14

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	204,000.00	32,946,448	32,707,320	△77.45

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	(2019年 1月10日)	43	43	0.9812	0.9837
第2特定期間末	(2019年 7月10日)	47	47	1.0269	1.0297
第3特定期間末	(2020年 1月10日)	49	49	1.0343	1.0373
第4特定期間末	(2020年 7月10日)	39	39	1.0332	1.0362
第5特定期間末	(2021年 1月12日)	50	50	1.0315	1.0345
第6特定期間末	(2021年 7月12日)	89	89	1.0380	1.0410
第7特定期間末	(2022年 1月11日)	76	76	1.0205	1.0235
第8特定期間末	(2022年 7月11日)	108	109	0.9176	0.9206
第9特定期間末	(2023年 1月10日)	105	105	0.8895	0.8925
第10特定期間末	(2023年 7月10日)	100	101	0.8528	0.8558
第11特定期間末	(2024年 1月10日)	96	96	0.8550	0.8580
第12特定期間末	(2024年 7月10日)	96	97	0.8529	0.8559
第13特定期間末	(2025年 1月10日)	44	44	0.8300	0.8330
第14特定期間末	(2025年 7月10日)	43	43	0.8264	0.8294
第15特定期間末	(2026年 1月13日)	47	47	0.8403	0.8433
第16特定期間末	(2026年 7月10日)	49	49	0.8321	0.8351
2025年 7月末日		43	—	0.8286	—
8月末日		44	—	0.8336	—
9月末日		44	—	0.8379	—
10月末日		44	—	0.8421	—
11月末日		45	—	0.8464	—
12月末日		46	—	0.8416	—
2026年 1月末日		47	—	0.8380	—
2月末日		48	—	0.8516	—
3月末日		48	—	0.8344	—
4月末日		48	—	0.8383	—
5月末日		48	—	0.8357	—
6月末日		49	—	0.8427	—
7月末日		42	—	0.8278	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2018年 7月26日～2019年 1月10日	0.0050

第2特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	0.0081
第3特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.0089
第4特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	0.0120
第5特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	0.0090
第6特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	0.0090
第7特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	0.0090
第8特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	0.0090
第9特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	0.0090
第10特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	0.0090
第11特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	0.0090
第12特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	0.0090
第13特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	0.0090
第14特定期間	2025年 1月11日～2025年 7月10日	0.0090
第15特定期間	2025年 7月11日～2026年 1月13日	0.0090
第16特定期間	2026年 1月14日～2026年 7月10日	0.0090

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2018年 7月26日～2019年 1月10日	△1.38
第2特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	5.48
第3特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	1.59
第4特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	1.05
第5特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	0.71
第6特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	1.50
第7特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	△0.82
第8特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	△9.20
第9特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	△2.08
第10特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	△3.11
第11特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	1.31
第12特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	0.81
第13特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	△1.63
第14特定期間	2025年 1月11日～2025年 7月10日	0.65
第15特定期間	2025年 7月11日～2026年 1月13日	2.77
第16特定期間	2026年 1月14日～2026年 7月10日	0.10

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2018年 7月26日～2019年 1月10日	44,555,669	623,402
第2特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	2,260,741	262,102
第3特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	6,955,112	5,497,285
第4特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	3,219,761	12,356,898

第5特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	11,574,408	558,232
第6特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	38,338,236	1,743,389
第7特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	354,142	11,349,118
第8特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	44,472,487	891,111
第9特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	390,993	482,101
第10特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	355,222	325,972
第11特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	362,118	6,197,976
第12特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	1,177,644	280,579
第13特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	601,230	61,005,178
第14特定期間	2025年 1月11日～2025年 7月10日	533,758	784,906
第15特定期間	2025年 7月11日～2026年 1月13日	3,400,182	213,171
第16特定期間	2026年 1月14日～2026年 7月10日	3,811,273	378,936

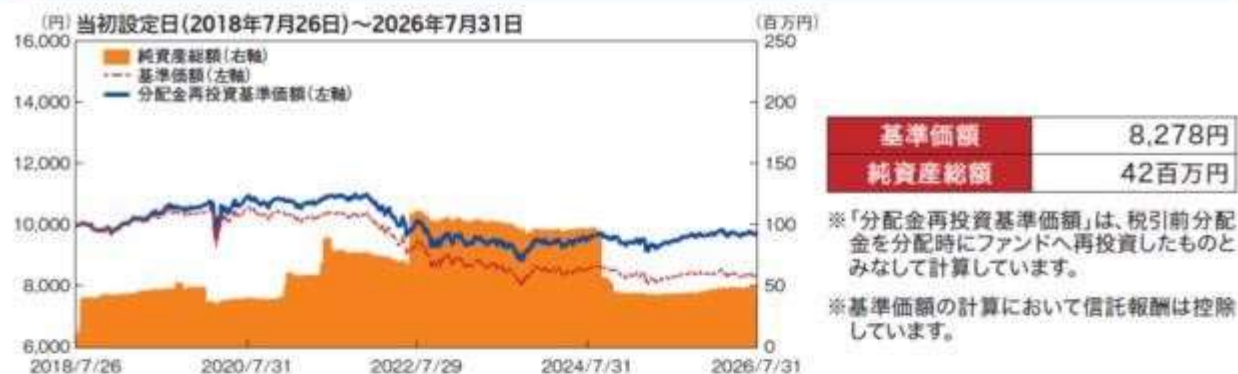
(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》

運用実績

2026年7月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	2025年11月	2026年1月	2026年3月	2026年5月	2026年7月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	180円	1,420円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

資産別構成	種類	国/地域	通貨	投資比率
Xtrackers ミドル建てハイ・イールド社債ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	37.0%
バンガード・米国トータル債券市場ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	34.0%
バンガード・米国長期国債ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	16.4%
iシェアーズ・コア 米国高配当株ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	9.7%
短期金融資産、その他				2.9%
合計				100.0%

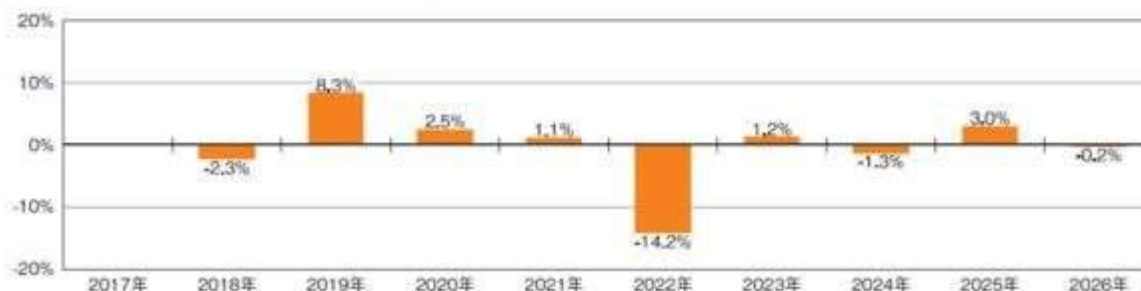
※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額(円ベース)の比率です。

※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

※国/地域は、各投資信託証券の発行地です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2018年は設定日(2018年7月26日)から年末まで、2026年は7月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取

りコース（一般コース）>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース（一般コース）>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

(4) 解約制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回で

きます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

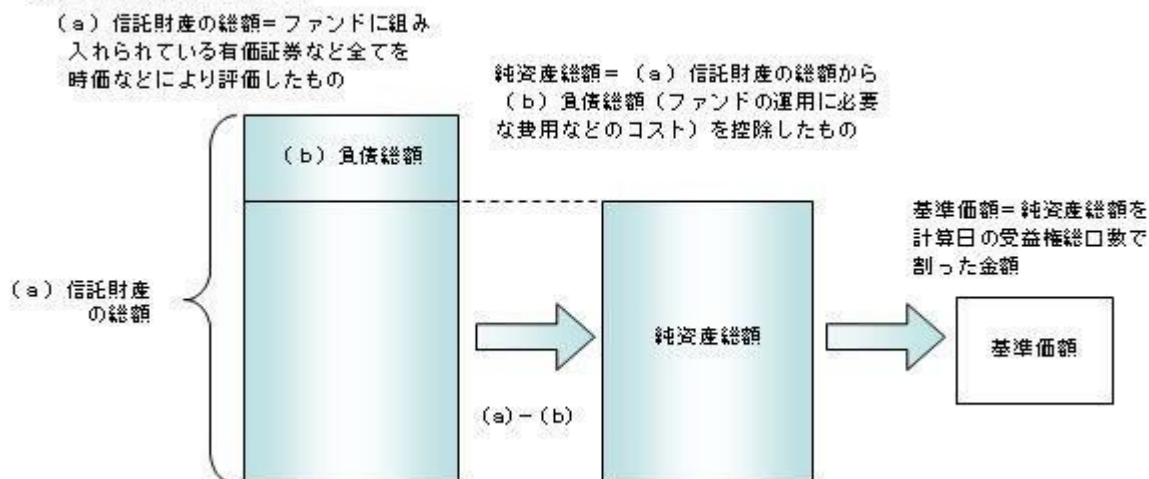
3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2018年7月26日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年1月11日から3月10日、3月11日から5月10日、5月11日から7月10日、7月11日から9月10日、9月11日から11月10日、11月11日から翌年1月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（5）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること

ができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

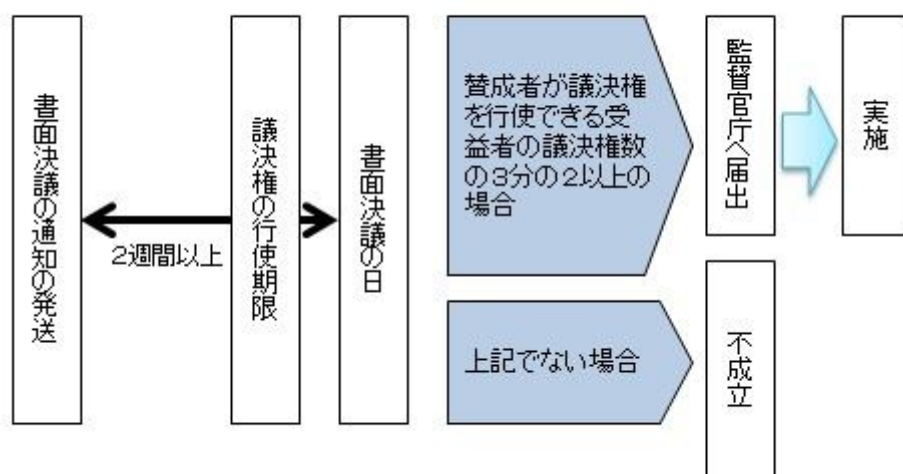
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書

（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16特定期間(2026年1月14日から2026年7月10日まで)の財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15特定期間 2026年 1月13日現在	第16特定期間 2026年 7月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	275,232	238,469
コール・ローン	1,346,363	1,221,193
投資信託受益証券	46,583,894	48,749,502
未収配当金	-	88,582
未収利息	22	28
流動資産合計	48,205,511	50,297,774
資産合計	48,205,511	50,297,774
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	867,801	552,095
未払収益分配金	167,940	178,237
未払解約金	26	12
未払受託者報酬	2,643	2,657
未払委託者報酬	114,563	114,951
その他未払費用	15,104	15,060
流動負債合計	1,168,077	863,012
負債合計	1,168,077	863,012
純資産の部		
元本等		
元本	55,980,283	59,412,620
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,942,849	△9,977,858
（分配準備積立金）	1,611,747	1,918,344
元本等合計	47,037,434	49,434,762
純資産合計	47,037,434	49,434,762
負債純資産合計	48,205,511	50,297,774

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15特定期間 自 2025年 7月11日 至 2026年 1月13日	第16特定期間 自 2026年 1月14日 至 2026年 7月10日
営業収益		
受取配当金	989,645	1,235,139
受取利息	5,280	5,006
有価証券売買等損益	622,785	△393,991
為替差損益	26,224	△367,557
営業収益合計	1,643,934	478,597
営業費用		
受託者報酬	7,548	7,814
委託者報酬	327,115	338,415
その他費用	93,230	93,503
営業費用合計	427,893	439,732
営業利益又は営業損失（△）	1,216,041	38,865
経常利益又は経常損失（△）	1,216,041	38,865
当期純利益又は当期純損失（△）	1,216,041	38,865
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,044	801
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△9,162,583	△8,942,849
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,535	60,916
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,535	60,916
剰余金減少額又は欠損金増加額	545,856	609,105
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	545,856	609,105
分配金	484,942	524,884
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,942,849	△9,977,858

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 ファンドの計算期間 ファンドの特定期間は、前期末が休日であることから、2026年 1月14日から2026年7月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15特定期間 2026年 1月13日現在	第16特定期間 2026年 7月10日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	55,980,283口	59,412,620口
2. 元本の欠損	8,942,849円	9,977,858円
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.8403円 (8,403円)	0.8321円 (8,321円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15特定期間 自 2025年 7月11日 至 2026年 1月13日			第16特定期間 自 2026年 1月14日 至 2026年 7月10日		
分配金の計算過程 第42期 2025年 7月11日 2025年 9月10日			分配金の計算過程 第45期 2026年 1月14日 2026年 3月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	248,728円	費用控除後の配当等収益額	A	395,303円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,948,254円	収益調整金額	C	2,256,215円
分配準備積立金額	D	1,397,054円	分配準備積立金額	D	1,603,403円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,594,036円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,254,921円
当ファンドの期末残存口数	F	52,856,513口	当ファンドの期末残存口数	F	57,198,085口

第15特定期間 自 2025年 7月11日 至 2026年 1月13日			第16特定期間 自 2026年 1月14日 至 2026年 7月10日		
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	679.94円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	743.87円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	158,569円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	171,594円
第43期 2025年 9月11日 2025年11月10日			第46期 2026年 3月11日 2026年 5月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	199,110円	費用控除後の配当等収益額	A	221,464円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,949,284円	収益調整金額	C	2,339,458円
分配準備積立金額	D	1,483,447円	分配準備積立金額	D	1,826,785円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,631,841円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,387,707円
当ファンドの期末残存口数	F	52,811,255口	当ファンドの期末残存口数	F	58,351,079口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	687.69円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	751.93円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	158,433円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	175,053円
第44期 2025年11月11日 2026年 1月13日			第47期 2026年 5月12日 2026年 7月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	256,135円	費用控除後の配当等収益額	A	225,640円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	－円
収益調整金額	C	2,164,452円	収益調整金額	C	2,421,842円
分配準備積立金額	D	1,523,552円	分配準備積立金額	D	1,870,941円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,944,139円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,518,423円
当ファンドの期末残存口数	F	55,980,283口	当ファンドの期末残存口数	F	59,412,620口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	704.54円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	760.50円
10,000口当たり分配金額	H	30円	10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	167,940円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	178,237円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	第16特定期間 自 2026年 1月14日 至 2026年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には為替変動リスクなどがあります。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第15特定期間 2026年 1月13日現在	第16特定期間 2026年 7月10日現在
1.貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

項目	第15特定期間 2026年 1月13日現在	第16特定期間 2026年 7月10日現在
	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。
	(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第15特定期間 2026年 1月13日現在	第16特定期間 2026年 7月10日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	150,097	△271,023
合計	150,097	△271,023

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第15特定期間（2026年 1月13日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	36,431,928	—	37,299,729	△867,801
	アメリカ・ドル	36,431,928	—	37,299,729	△867,801
合計		36,431,928	—	37,299,729	△867,801

第16特定期間（2026年 7月10日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	38,945,599	—	39,497,694	△552,095
	アメリカ・ドル	38,945,599	—	39,497,694	△552,095
合計		38,945,599	—	39,497,694	△552,095

(注)時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15特定期間 自 2025年 7月11日 至 2026年 1月13日	第16特定期間 自 2026年 1月14日 至 2026年 7月10日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）
元本の移動

項目	第15特定期間 自 2025年 7月11日 至 2026年 1月13日	第16特定期間 自 2026年 1月14日 至 2026年 7月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	52,793,272円	55,980,283円
期中追加設定元本額	3,400,182円	3,811,273円
期中一部解約元本額	213,171円	378,936円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	iShares Core High Dividend ETF	1,170	32,268.60	
		Vanguard Long-Term Treasury ETF	916	49,509.80	
		Vanguard Total Bond Market ETF	1,431	104,219.73	
		Xtrackers USD High Yield Corp Bond ETF	3,151	114,664.89	
	アメリカ・ドル 小計		6,668	300,663.02 (48,749,502)	
合計			6,668	48,749,502 (48,749,502)	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

- 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 4銘柄	100.0%	100.0%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 7月31日現在です。

【楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	42,343,163円
II 負債総額	112,707円
III 純資産総額（I－II）	42,230,456円
IV 発行済口数	51,015,087口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8278円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の再分割
 - ・委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - ・受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年7月末現在）

資本金の額	： 150百万円
発行可能株式総数	： 30,000株
発行済株式総数	： 13,000株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	： 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2026年7月末現在）

① 取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

② 監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

(3) 投資運用の意思決定プロセス（2026年7月末現在）

- ① 投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。
- ② 運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。
- ③ 運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。
- ④ コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2026年7月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	111	7,601,206
単位型株式投資信託	4	5,438
合計	115	7,606,645

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日現在)	当事業年度 (2025年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,583,332	3,039,442
金銭の信託	800,000	1,000,000
前払費用	52,329	67,525
未収入金	817	925
未収委託者報酬	1,827,748	2,466,334
未収運用受託報酬	15,752	16,990
未収収益	2,635	5,559
立替金	168,301	202,936
未収還付法人税等	3,089	1,856
その他	30,421	28,282
流動資産計	5,484,430	6,829,852
固定資産		
有形固定資産	※ 1 55,233	※ 1 71,102
器具備品（純額）	53,728	70,350
リース資産（純額）	1,504	752
無形固定資産	16,227	10,145
ソフトウェア	16,227	10,145
投資その他の資産	780,542	1,063,689
投資有価証券	685,412	996,289
長期前払費用	574	3,987
繰延税金資産	94,555	60,595
その他	-	2,816
固定資産計	852,002	1,144,937
資産合計	6,336,433	7,974,790
負債の部		
流動負債		
預り金	17,434	19,766
未払金	335,807	384,951
未払費用	1,148,451	1,552,634
未払消費税等	99,128	91,279
未払法人税等	85,862	93,705
賞与引当金	61,782	76,710
役員賞与引当金	7,770	8,231
リース債務	827	827
流動負債計	1,757,064	2,228,107
固定負債		
賞与引当金	76,933	92,143
役員賞与引当金	5,160	6,077
退職給付引当金	138,389	142,869
執行役員退職慰労引当金	64,176	66,829
リース債務	827	-
固定負債計	285,487	307,920
負債合計	2,042,551	2,536,027
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,418,967	4,465,870
利益剰余金合計	3,418,967	4,465,870
株主資本合計	4,198,683	5,245,587
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	95,197	193,175
評価・換算差額合計	95,197	193,175
純資産合計	4,293,881	5,438,762
負債・純資産合計	6,336,433	7,974,790

（２）【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,972,782	6,353,718
運用受託報酬	139,397	147,152
その他営業収益	3,743	15,880
営業収益計	5,115,923	6,516,751
営業費用		
支払手数料	2,234,160	2,907,891
委託費	118,131	233,267
広告宣伝費	12,600	21,899
通信費	140,303	175,825
協会費	8,956	13,420
諸会費	252	288
その他営業諸経費	189,304	345,866
営業費用計	2,703,707	3,698,458
一般管理費	※1・2	※1・2
営業利益	1,199,165	1,508,784
営業外収益		
受取利息	216	4,204
有価証券利息	2,590	1,812
投資有価証券売却益	18,788	3,594
投資有価証券償還益	2,054	48
為替差益	879	-
その他	488	320
営業外収益計	25,018	9,980
営業外費用		
事務所移転費用	678	-
為替差損	-	225
事務過誤費	391	5,983
その他	-	18
営業外費用計	1,069	6,227
経常利益	1,223,114	1,512,537
特別損失		
固定資産除却損	2,922	470
特別損失計	2,922	470
税引前当期純利益	1,220,192	1,512,066
法人税、住民税及び事業税	417,411	478,103
法人税等調整額	△20,055	△12,940
法人税等合計	397,355	465,162
当期純利益	822,837	1,046,903

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	822,837	822,837	822,837			822,837

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				60,700	60,700	60,700
当期変動額合計	822,837	822,837	822,837	60,700	60,700	883,538
当期末残高	3,418,967	3,418,967	4,198,683	95,197	95,197	4,293,881

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	3,418,967	3,418,967	4,198,683	95,197	95,197	4,293,881
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	1,046,903	1,046,903	1,046,903			1,046,903
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				97,977	97,977	97,977
当期変動額合計	1,046,903	1,046,903	1,046,903	97,977	97,977	1,144,880
当期末残高	4,465,870	4,465,870	5,245,587	193,175	193,175	5,438,762

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

◇その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

器具備品 4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（4）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

1. 損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「事務過誤費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた391千円は、「事務過誤費」391千円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※ 1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	73,566	85,814

（損益計算書関係）

※ 1. 役員報酬の範囲

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
取締役 年額	200,000	200,000
監査役 年額	30,000	30,000

※ 2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
人件費	652,313	735,163
減価償却費	42,118	33,897
賞与引当金繰入額	98,076	90,875
役員賞与引当金繰入額	9,444	9,148
退職給付費用	25,644	27,913
執行役員退職慰労引当金繰入額	34,588	8,685
経営指導料	24,000	24,000

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）

＜借主側＞

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。
当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、立替金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	685,412	685,412	—
資産計	685,412	685,412	—

（注）金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,583,332			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,827,748			
(4) 未収運用受託報酬	15,752			
(5) 未収収益	2,635			
(6) 立替金	168,301			
資産計	5,397,771	—	—	—

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、立替金、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	996,289	996,289	—
資産計	996,289	996,289	—

（注）金融商品の時価算定の方法

（1）投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	3,039,442			
(2) 金銭の信託	1,000,000			
(3) 未収委託者報酬	2,466,334			
(4) 未収運用受託報酬	16,990			
(5) 未収収益	5,559			
(6) 立替金	202,936			
資産計	6,731,263	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 其他有価証券	—	685,412	—	685,412
資産計	—	685,412	—	685,412

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	—	996,289	—	996,289
資産計	—	996,289	—	996,289

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2024年12月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	571,328	425,200	146,128
小 計	571,328	425,200	146,128
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	114,083	123,000	△8,916
小 計	114,083	123,000	△8,916
合 計	685,412	548,200	137,212

当事業年度（2025年12月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	995,325	713,200	282,125
小 計	995,325	713,200	282,125
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	964	1,000	△35
小 計	964	1,000	△35
合 計	996,289	714,200	282,089

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	425,244	21,198	2,409
合計	425,244	21,198	2,409

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	1,560,633	5,932	2,338
合計	1,560,633	5,932	2,338

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
退職給付債務の期首残高	128,333	155,645
勤務費用	19,593	20,013
利息費用	1,796	2,645
数理計算上の差異の発生額	5,921	△3,565
退職給付の支払額	—	△23,932
過去勤務費用の発生額	—	—
転籍にともなう増減額	—	—
退職給付債務の期末残高	155,645	150,807

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	155,645	150,807
未積立退職給付債務	155,645	150,807
未認識数理計算上の差異	△17,255	△7,937
未認識過去勤務費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	138,389	142,869
退職給付引当金	138,389	142,869
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	138,389	142,869

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
勤務費用	19,593	20,013
利息費用	1,796	2,645
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	4,697	5,752
過去勤務費用の費用処理額	—	—
確定給付制度に係る退職給付費用	26,087	28,412

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
割引率	1.7%	2.6%
長期期待運用収益率	—	—
予想昇給率	2.7%	2.7%

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	13,353	16,348

未払事業所税	492	617
未払事業税	16,387	17,416
賞与引当金	42,474	52,523
退職給付引当金	42,374	45,018
執行役員退職慰労引当金	19,650	21,058
減価償却超過額	2,799	2,491
繰延資産	737	550
その他	18,406	15,014
繰延税金資産小計	156,676	171,038
評価性引当金	△20,107	△21,527
繰延税金資産合計	136,569	149,510
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△42,014	△88,914
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産純額	94,555	60,595

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.32%	0.25%
住民税均等割等	0.06%	0.04%
評価性引当金の増減額	1.59%	0.10%
税率変更による影響	—	△0.21%
その他	△0.03%	△0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.56%	30.76%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の30.62%から31.52%となっております。

この税率変更により、繰延税金資産が18千円増加、その他有価証券評価差額金が2,538千円減少、法人税等調整額が2,557千円減少しております。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
委託者報酬	4,932,615	6,310,134
運用受託報酬	139,397	147,152
成功報酬（注）	40,167	43,583
その他営業収益	3,743	15,880
合計	5,115,923	6,516,751

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針） 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]
前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）及び当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合 計
外部顧客への営業収益	4,972,782	139,397	3,743	5,115,923

- 2 地域ごとの情報
- (1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。
- (2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。
- 3 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合 計
外部顧客への営業収益	6,353,718	147,152	15,880	6,516,751

- 2 地域ごとの情報
- (1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。
- (2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。
- 3 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引
- ◇財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	資本金又	事業の	議決権等	関係内容					
--	------	-----	------	------	--	--	--	--	--

種類	会社等の名称	所在地	は出資金 (百万円)	内容又は職業	の被所有 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	452,646 (2024年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有 間接 100.0%	—	経営管理	グループ通算制度に伴う通算税効果額の支払	189,270	未払金	335,807

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上 の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	459,508 (2025年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有 間接 100.0%	—	経営管理	グループ通算制度に伴う通算税効果額の支払	335,807	未払金	384,951

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

◇財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	19,495 (2024年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 3人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	1,876,111	未払費用	805,080
								運用受託報酬	136,471	未収運用受託報酬	12,826
								その他営業収益	3,743	未収収益	2,635

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬、その他営業収益については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	19,495 (2025年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 3人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	2,571,666	未払費用	1,108,263
								運用受託報酬	136,782	未収運用受託報酬	13,611
								その他営業収益	15,880	未収収益	5,559

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬、その他営業収益については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天グループ株式会社（東京証券取引所に上場）

楽天証券ホールディングス株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
1株当たり純資産額	330,298円57銭	418,366円34銭
1株当たり当期純利益金額	63,295円20銭	80,531円04銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	822,837	1,046,903
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	822,837	1,046,903
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間
(2026年6月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金	3,626,219
金銭の信託	1,000,000
前払費用	68,073
未収入金	2,419
未収委託者報酬	3,009,283
未収運用受託報酬	18,653
未収収益	11,586
立替金	211,294
その他	28,024
流動資産計	7,975,555

固定資産

有形固定資産	※ 1	67,692
器具備品		67,316
リース資産		376
無形固定資産		7,708
ソフトウェア		7,708
投資その他の資産		1,142,893
投資有価証券		1,106,503
長期前払費用		3,513
繰延税金資産		30,060
その他		2,816

固定資産計 1,218,295

資産合計 9,193,850

（単位：千円）

当中間会計期間
(2026年6月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	48,093
未払費用	1,845,514
未払消費税等	110,731
未払法人税等	411,702
賞与引当金	68,848
役員賞与引当金	4,028
リース債務	413
流動負債計	2,489,332
固定負債	
賞与引当金	97,594
役員賞与引当金	5,422
退職給付引当金	150,702
執行役員退職慰労引当金	108,585
固定負債計	362,306
負債合計	2,851,638
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,297,269
利益剰余金合計	5,297,269
株主資本合計	6,076,986
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	265,225
評価・換算差額等合計	265,225
純資産合計	6,342,211
負債・純資産合計	9,193,850

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,405,034
運用受託報酬	81,641
その他営業収益	18,145
営業収益計	4,504,822
営業費用	
支払手数料	1,977,079
委託費	184,094
広告宣伝費	5,848
通信費	107,560
協会費	8,040
諸会費	378
その他営業諸経費	254,335
営業費用計	2,537,336

一般管理費	※ 1	754,912
営業利益		1,212,573
営業外収益		
受取利息		3,712
有価証券利息		3,653
その他		99
営業外収益計		7,465
営業外費用		
為替差損		74
投資有価証券売却損		44
その他		0
営業外費用計		118
経常利益		1,219,919
特別損失		
固定資産除却損		0
特別損失計		0
税引前中間純利益		1,219,919
法人税、住民税及び事業税		391,148
法人税等調整額		△2,628
中間純利益		831,398

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越 利益剰余金					
当期首残高	4,465,870	4,465,870	5,245,587	193,175	193,175	5,438,762
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	831,398	831,398	831,398			831,398
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				72,050	72,050	72,050
当中間期変動額合計	831,398	831,398	831,398	72,050	72,050	903,449
当中間期末残高	5,297,269	5,297,269	6,076,986	265,225	265,225	6,342,211

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

◇ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
器具備品 4年～20年
また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。
- (2) 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用
定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- (2) 賞与引当金
従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 執行役員退職慰労引当金
執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
- (2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。
- (3) 成功報酬
成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（中間貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	(単位：千円)
	当中間会計期間（2026年6月30日）
有形固定資産の減価償却累計額	99,166

（中間損益計算書関係）
※ 1 減価償却実施額

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）
有形固定資産		14,433
無形固定資産		2,436
合 計		16,869

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<借主側>

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、立替金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,106,503	1,106,503	—
資産計	1,106,503	1,106,503	—

（注）金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

(1) 現金・預金	3,626,219			
(2) 金銭の信託	1,000,000			
(3) 未収委託者報酬	3,009,283			
(4) 未収運用受託報酬	18,653			
(5) 未収収益	11,586			
(6) 立替金	211,294			
資産計	7,877,037	—	—	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	—	1,106,503	—	1,106,503
資産計	—	1,106,503	—	1,106,503

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	1,103,539	716,200	387,339
小 計	1,103,539	716,200	387,339
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,963	3,000	△36
小 計	2,963	3,000	△36
合 計	1,106,503	719,200	387,303

2. 売却したその他有価証券

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	26,325	838	883
合計	26,325	838	883

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	4,361,397
運用受託報酬	81,641
成功報酬（注）	43,636
その他営業収益	18,145
合計	4,504,822

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針） 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合 計
外部顧客への営業収益	4,405,034	81,641	18,145	4,504,822

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）
1株当たり純資産額	487,862円43銭

1株当たり中間純利益金額	63,953円76銭
--------------	------------

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	831,398
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	831,398
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額 : 51,000百万円（2026年3月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
-----	-----------------------	-------

楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
----------	-----------	-------------------------------

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2026年 1月26日	臨時報告書
2026年 3月24日	臨時報告書
2026年 4月13日	有価証券届出書
2026年 4月13日	有価証券報告書
2026年 5月22日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月14日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）の2026年1月14日から2026年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天・インカム戦略ポートフォリオ（奇数月決算型）の2026年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月10日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。